＜市町村担当者各位＞　　平成２９年７月２８日

平成２９年９月２０日（水）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会　会長　室賀　真喜男
関東信越税理士会松本支部　支部長　山口　栄子
㈱成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野　哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会松本支部及び㈱成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成２９年９月２０日(水)　午後１時３０分から午後４時３０分（最終受付４時）
◆場　所：松本商工会館６０３会議室
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会松本支部支部長　太田知孝　(TEL：0263-24-0080)
関東信越税理士会松本支部　(TEL：0263-40-4115)

平成２７年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しました。そのため相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、さらに相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）に対する関心が非常に高まっています。

また近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませています。そして、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

本年度の相談会には、成年後見制度の専門団体であるリーガルサポートながの支部も参加します。高齢者の権利擁護の視点で、高齢者を狙った悪質商法、経済的虐待、成年後見制度などに関する相談にも対応いたします。平成１２年４月に施行された成年後見制度の利用者は、平成２６年:184,670件、平成２７年：191,335件、平成２８年：203,551件（最高裁判所事務総局家庭局　成年後見関係事件の概況―平成２８年１月～12月―より）と、年々増加しています。

超高齢化社会を目前に、現在から将来にまで関わる不安を、市民の皆様に解消していただくため、３団体が協力して開催するワンストップ無料相談会となります。昨年に引続いて、長野、松本、佐久の３会場で同時開催いたします。なお、昨年度は３会場合計で34件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）